



鳥取県公報

平成17年8月19日(金)
第7713号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	森林病虫害の駆除命令 (622) (西部総合事務所農林局)	1
	松くい虫の特別伐倒駆除の命令 (623) (＃)	2
	開発行為に関する工事の完了 (624) (西部総合事務所県土整備局)	2
	大規模小売店舗の新設の届出 (625) (経済交流課)	3
	家畜伝染病の発生 (626) (畜産課)	4
	土地改良法による換地処分 (627) (耕地課)	4
	土地改良区の役員の退任 (628) (鳥取地方農林振興局)	5
	公共測量の実施 (629) (管理課)	5
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (630) (治山砂防課)	5
公 告	土地収用法による収用の裁決手続の開始 (管理課)	6
	土地収用法による審理の開始 (＃)	8
調達公告	公募型プロポーザル方式による業務委託の受託者の選定 (道路企画課)	8

告 示

鳥取県告示第622号

森林病虫害等防除法 (昭和25年法律第53号) 第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第1号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年8月19日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

1 区域及び期間

(1) 区域

米子市並びに西伯郡南部町、伯耆町及び大山町の各一部 (別紙のとおりとする。)

(2) 期間

平成17年9月15日から同年11月15日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、西部総合事務所農林局並びに関係市役所及び町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第623号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第2項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をすることで、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年8月19日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

1 区域及び期間

(1) 区域

米子市、境港市並びに西伯郡日吉津村、伯耆町及び大山町の各一部(別紙のとおりとする。)

(2) 期間

平成17年9月15日から平成18年3月15日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破砕又は焼却(炭化を含む。)を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置として破砕を行う場合は、次によること。

ア 枝条は、破砕又は焼却すること。

イ 破砕後の木片の厚さを6ミリメートル(木材チップパーにより破砕する場合にあっては15ミリメートル)以下とすること。

(3) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、西部総合事務所農林局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第624号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により告示する。

平成17年 8月19日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成17年 6月29日 鳥取県指令第200500036978号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市三軒屋町字島屋西
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府吹田市豊津町 9 - 1
株式会社ローソン 代表取締役 新浪 剛

鳥取県告示第625号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成17年 8月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ米子東店
米子市淀江町佐陀977ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目 6 - 10
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成18年 3月23日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
10,287㎡
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
ア 位置 8の書類に記載のとおり
イ 収容台数 443台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
ア 位置 8の書類に記載のとおり
イ 収容台数 60台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
ア 位置 8の書類に記載のとおり
イ 面積 180.75㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
ア 位置 8の書類に記載のとおり
イ 容量 99.41m³
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から午後9時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 出入口の数 3か所

イ 位置 8の書類に記載のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前7時から午前8時まで

7 届出年月日

平成17年7月22日

8 縦覧に供する書類

大規模小売店舗届出書及びその添付書類

9 縦覧に供する期間

平成17年8月19日から4月間

10 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

米子市鞆町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局

米子市加茂町一丁目1

米子市経済部商工課

11 意見書の提出

米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第626号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年8月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

家畜伝染病の種類	家畜の区分	区分	頭数	発 生 場 所	発 生 年 月 日
ヨーネ病	牛	患畜	1	西伯郡大山町樋口110 - 1	平成17年8月8日

鳥取県告示第627号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、琴浦町が行う土地改良事業に係る山川木地地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成17年8月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第628号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大口堰土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年 8月19日

鳥取県鳥取地方農林振興局長 近 藤 元

退任した役員の氏名及び住所

理 事 山 根 健 詳 鳥取市西大路124

平成17年 7月 9日退任

鳥取県告示第629号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、境港市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成17年 8月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量（公共下水道平面図作成）
- 2 作業期間 平成17年 7月13日から平成18年 1月31日まで
- 3 作業地域 境港市日ノ出町ほか

鳥取県告示第630号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成17年 8月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 名称
橋津地区急傾斜地崩壊危険区域
 - 2 区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱16号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱16号を直線で結んだ線に囲まれた区域
- | 土 地 | 標 柱 |
|------------------------|------------|
| 東伯郡湯梨浜町大字橋津字拾ノ屋敷411 | 1号 |
| 東伯郡湯梨浜町大字上橋津字小塚893 - 1 | 2号 |
| 東伯郡湯梨浜町大字上橋津字小塚888 | 3号 |
| 東伯郡湯梨浜町大字橋津字宮ノ上287 | 4号、5号及び13号 |
| 東伯郡湯梨浜町大字橋津字宮ノ上297 | 6号及び7号 |

東伯郡湯梨浜町大字橋津字宮ノ上263	8号
東伯郡湯梨浜町大字橋津字宮ノ上259	9号
東伯郡湯梨浜町大字橋津字九ノ屋敷310 - 1	10号
東伯郡湯梨浜町大字橋津字九ノ屋敷318	11号
東伯郡湯梨浜町大字橋津字九ノ屋敷337	12号
東伯郡湯梨浜町大字橋津字拾ノ屋敷369	14号
東伯郡湯梨浜町大字橋津字拾ノ屋敷388	15号
東伯郡湯梨浜町大字橋津字拾ノ屋敷405	16号

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成17年 8月19日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道9号改築工事（名和・淀江道路）及びこれに伴う県道大山口停車場大山線一部改築工事
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した年月日
平成17年 7月14日
- 4 収用の裁決手続を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人

土 地						土 地 所 有 者		土地に関し て権利を有 する関係人		
所在	地番	地 目		全筆の地積 (㎡)		収用の 裁決手 続の開 始を決 定した 土地の 地 積 (㎡)	氏名	住所等	氏名	住所 等
		土地の 登記記 録上の もの	現況	土地の 登記記 録上の もの	実測					
西伯郡 大山町 茶畑字 上ノ垣	184	原野	原野	138	137.97	137.97	逢坂近子 吉村萬里子 杉原正道	京都府京田辺市大住 ヶ丘一丁目22 - 6 米子市大崎2275 - 76 千葉県千葉市緑区あ すみヶ丘四丁目39	なし	

								ガーデンコート社の 街五番館501号 米子市陰田町649 - 6 市住704号 田子壽恵子 米子市八幡227 川井園子 大阪府寝屋川市緑町 22 - 5 井上菊子 西伯郡日吉津村大字 日吉津1205		
西伯郡 大山町 茶畑字 片吹	355 - 2	畑	畑	170	170.69	170.69	逢坂近子 吉村萬里子 杉原正道 松平方子 田子壽恵子 川井園子 井上菊子	京都府京田辺市大住 ケ丘一丁目22 - 6 米子市大崎2275 - 76 千葉県千葉市緑区あ すみが丘四丁目39 ガーデンコート社の 街五番館501号 米子市陰田町649 - 6 市住704号 米子市八幡227 大阪府寝屋川市緑町 22 - 5 西伯郡日吉津村大字 日吉津1205	なし	
西伯郡 大山町 茶畑字 片吹	357 - 2	田	田	633	633.45	552.40	逢坂近子 吉村萬里子 杉原正道 松平方子 田子壽恵子 川井園子 井上菊子	京都府京田辺市大住 ケ丘一丁目22 - 6 米子市大崎2275 - 76 千葉県千葉市緑区あ すみが丘四丁目39 ガーデンコート社の 街五番館501号 米子市陰田町649 - 6 市住704号 米子市八幡227 大阪府寝屋川市緑町 22 - 5 西伯郡日吉津村大字 日吉津1205	なし	
西伯郡 大山町 茶畑字 片吹	360 - 1	田	田	957	957.03	911.22	逢坂近子 吉村萬里子 杉原正道	京都府京田辺市大住 ケ丘一丁目22 - 6 米子市大崎2275 - 76 千葉県千葉市緑区あ すみが丘四丁目39 ガーデンコート社の	なし	

							松平方子	街五番館501号 米子市陰田町649 - 6 市住704号		
							田子壽恵子	米子市八幡227		
							川井園子	大阪府寝屋川市緑町 22 - 5		
							井上菊子	西伯郡日吉津村大字 日吉津1205		
西伯郡 大山町 茶畑字 片吹	360 - 3	田	田	178	178.35	49.63	逢坂近子	京都府京田辺市大住 ヶ丘一丁目22 - 6	なし	
							吉村萬里子	米子市大崎2275 - 76		
							杉原正道	千葉県千葉市緑区あ すみが丘四丁目39 ガーデンコート杜の 街五番館501号		
							松平方子	米子市陰田町649 - 6 市住704号		
							田子壽恵子	米子市八幡227		
							川井園子	大阪府寝屋川市緑町 22 - 5		
							井上菊子	西伯郡日吉津村大字 日吉津1205		

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成17年 8月19日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

1 期日

平成17年 9月 5日（月）午後 1時

2 場所

西伯郡大山町御来屋467

大山町保健福祉センターなわ 多目的ホール

3 件名

一般国道9号改築工事（名和・淀江道路）及びこれに伴う県道大山口停車場大山線一部改築工事

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成17年8月19日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

(1) 業務名 鳥取県道路占用台帳電子化システム開発業務

(2) 業務場所 鳥取市東町一丁目220ほか
鳥取県県土整備部道路企画課及び関係機関

(3) 業務内容

本件業務は、鳥取県が管理する道路の占用物件の位置をパーソナルコンピュータの画面上の管内図及び道路台帳附図に表示し、関連する許可情報とともに一元的に管理する電子システム（以下「道路占用台帳電子化システム」という。）を構築し、道路維持管理業務の効率化及び県民対応業務の充実を図るものである。

なお、選定された者は、次の業務を行うものとする。

ア 道路占用台帳電子化システムに関する基本計画の作成

イ 道路占用台帳電子化システムに関する基本設計の作成

ウ 道路占用台帳電子化システムに関する詳細設計の作成

エ 道路占用台帳電子化システムの構築

オ データ入力ツール（占用物件に関する情報を入力するためのソフトウェアをいう。）の構築

カ 機器類の調達及び設置

キ 管理者及び運用者に対する操作説明書の作成

ク 管理者及び運用者に対する研修の実施

(4) 履行期間 契約日から平成18年3月27日まで

(5) 委託料 25,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

2 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成16年鳥取県告示第974号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。

(3) 平成17年8月26日（金）から本件業務の企画提案書の提出期限の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）に基づく指名停止措置を受けておらず、かつ、同要綱に規定する指名停止措置の要件に該当しない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日から平成17年8月26日（金）までの間に改めて土木関係建設コンサルタント業務に係る入札参加資格を付与されていること。

(5) 県内に入札及び契約の権限を有する本店、支店又は営業所（以下「本店等」という。）を有する者にあつては、次に掲げる基準のいずれかを満たしていること。

ア 県内の本店等に技術者（測量業務、土木関係建設コンサルタント業務又は地質調査業務に従事している者で1年以上の実務経験を有する者をいう。以下同じ。）を20名以上有すること。

イ 技術士（技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士をいう。以下同じ。）又はRCCM（社団法人建設コンサルタンツ協会の行うシビルコンサルティングマネージャ資格試験に合格し、登録証書の交付を受けている者をいう。以下同じ。）に限る。）を30名以上有し、かつ、技術士法第6条の規定により実施される第二次試験（以下「第二次試験」という。）のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門とするものに合格した技術士を10名以上有すること。

- (6) 県内に本店等を有しない者にあつては、(5)のイに掲げる基準を満たしていること。
- (7) 平成8年度以降に、地理に関する情報を管理するシステム(以下「地理情報システム」という。)を用いた道路の保全及び管理に関する電子化システムの開発業務(以下「同種業務」という。)を元請として履行し、成果品を納入した実績(国(日本道路公団、緑資源公団、独立行政法人緑資源機構、首都高速道路公団、水資源開発公団、独立行政法人水資源機構、阪神高速道路公団、地域振興整備公団、独立行政法人都市再生機構、日本鉄道建設公団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、環境事業団、独立行政法人環境再生保全機構、新東京国際空港公団、成田国際空港株式会社、空港周辺整備機構、独立行政法人空港周辺整備機構、本州四国連絡橋公団、日本下水道事業団、国際協力事業団、独立行政法人国際協力機構、関西国際空港株式会社、都市基盤整備公団及び独立行政法人防災科学技術研究所を含む。)、都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市と契約したものに限る。)を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、代表者としてのものに限る。
- (8) 次に掲げる基準を満たす技術者で、本件業務の実施期間中、管理技術者及び照査技術者としてそれぞれ配置することができる者を有すること。なお、管理技術者と照査技術者とは、同一の者であつてはならない。
- ア 管理技術者にあつては、平成8年度以降に同種業務を元請として実施した者の管理技術者又は照査技術者として同種業務を履行した実績を有する者であること。
- イ 照査技術者にあつては、技術士(第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目として道路を選択したものに限る。))とするものに合格したものに限る。)又はRCCM(道路部門に係る登録を受けているものに限る。)であること。

3 参加表明書の審査

企画提案書を提出することができる者(以下「提案者」という。)は、鳥取県県土整備部指名審査委員会運営要綱(平成14年5月15日付管第402号)第3条第1項の規定により組織された本庁委員会(以下「指名委員会」という。)で、参加表明書を提出した者の中から、次に掲げる事項を審査して選定する。

- (1) 同種業務の実績
- (2) 本件業務に係る組織体制
- (3) 配置予定の管理技術者及び照査技術者の資格、経歴、従事している業務、業務実績等

4 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、有識者で構成する鳥取県道路占用台帳電子化システム開発業務委託企画提案評価委員会(以下「評価委員会」という。)において、次に掲げる事項について行う。

- (1) 道路占用台帳電子化システムの概要、基本計画及び基本設計に関する事項
- (2) データ入力ツールの構築に関する事項
- (3) 道路占用台帳電子化システムの構築に関する事項
- (4) 電子認証及び安全性の確保に関する事項
- (5) ハードウェア及びソフトウェア並びにネットワークに関する事項
- (6) 道路占用台帳電子化システムの管理及び運用に関する事項
- (7) 開発の日程に関する事項
- (8) 開発に係る体制に関する事項
- (9) 道路占用台帳電子化システムの開発費及び開発後の保守経費に関する事項

5 最優秀提案者の選定

最優秀提案者の選定は、評価委員会の評価を踏まえ、指名委員会において次に掲げる事項を審査して行う。なお、指名委員会は、優れた者から順位を付けるものとする。

- (1) 同種業務の実績
- (2) 配置予定の管理技術者
- (3) 配置予定の照査技術者
- (4) 配置予定の担当技術者(管理技術者及び照査技術者以外の技術者をいう。)

6 手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取県庁本庁舎 5 階）

電話 0857 - 26 - 7357

(2) 説明書等の交付

ア 交付期間

この公告の日から平成17年 8月26日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(3) 参加表明書の提出

ア 提出方法

提案者になるうとする者は、鳥取県道路占用台帳電子化システム開発業務に係る参加表明書及び企画提案書作成要領（以下「提案要領」という。）に基づき、参加表明書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期間

(2)のアに同じ。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出方法

提案者に選定された者は、提案要領及び鳥取県道路占用台帳電子化システム開発業務委託に係る提案仕様書（以下「提案仕様書」という。）に基づき、企画提案書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期限

提案者に選定された者に、別途通知する。

(5) 質問の受付

ア 提出方法

この公告による選定について質問がある場合には、提案要領に基づき、質問書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期間

(2)のアに同じ。

7 契約の締結

5により最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、5により優れていると認められた者の順に契約の交渉を行う。

8 その他

(1) 契約書の要否

要

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

6の(1)に同じ。

(3) 詳細は、提案要領及び提案仕様書による。

